

## 江戸川区児童福祉施設等指導検査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「児童福祉法等」という。）の規定に基づき実施する児童福祉施設、幼保連携型認定こども園、一時預かり事業、家庭的保育事業等、病児保育事業（以下「児童福祉施設等」という。）に対する指導検査について、必要な事項を定めるものとする。

### (指導検査の目的)

第2条 指導検査は、児童福祉法等、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）、江戸川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年3月江戸川区条例第5号）、江戸川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年3月江戸川区条例第6号）その他法令（以下これらを「関係法令」という。）に照らし、設備及び運営に関する基準の適合状況並びに江戸川区（以下「区」という。）が別に定める指導検査に係る基準、方針等（以下「区の基準」という。）に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって区における社会福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

### (指導検査の基本方針)

第3条 指導検査の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 関係法令及び区の基準を基本に、指導検査に関する国の通知、これまでの指導検査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- (2) 指導検査が画一的又は形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、児童福祉施設等の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。
- (3) 関係法令に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いているために、児童福祉施設等の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、関係法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- (4) 指導検査の実施及び指導検査結果の処理に当たっては、関係部課との情報交換を密にするなど充分な連携を図る。

### (指導検査類型)

第4条 指導検査は、一般指導検査及び特別指導検査に分けて実施する。

- 2 一般指導検査は、原則として指導検査事項全体について、児童福祉施設等の所在地において行う。ただし、必要に応じて、あらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。

3 区長は、一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に児童福祉施設等から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、現地で確認する検査を行うものとする。

4 特別指導検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め重点的に、又は改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により実地において行う。

(1) 児童福祉施設等が、関係法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 一般指導検査による改善が認められないとき。

(3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査実施方針)

第5条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、児童福祉行政等の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる実施方針を、毎年度、指導検査を開始する前に定める。

(指導検査計画等)

第6条 区長は、一般指導検査の実施に当たっては、実施時期及び班編成等を定めた検査計画を毎年度、指導検査を開始する時までに別に策定する。

2 児童福祉施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。

(調査書等の提出)

第7条 区長は、児童福祉施設等に対し、指導検査に必要な指導検査項目を掲げた社会福祉施設等調査書（以下「調査書」という。）を送付し、指定期限までに、調査書の回答及び関係資料の提出を求める。

(指導検査基準)

第8条 区長は、指導検査項目、関係法令、評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。この場合において、検査基準における評価の区分は、別表に掲げる評価区分に沿って定める。

(一般指導検査の実施)

第9条 一般指導検査の実施通知は、原則として児童福祉施設等の設置者に対して、あらかじめ検査対象に到達するよう文書で行う。

2 児童福祉施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により実施通知を行うことができる。

3 一般指導検査は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員2名以上で指導検査班を編成して行うものとする。

4 一般指導検査に従事する職員（以下「検査員」という。）は、検査基準及び調査書等に基づき、分担して検査を実施する。この場合において、検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にあるものが相互の関係を調

整する。

- 5 検査員は、実地検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、当該児童福祉施設等の設置者及び施設長等に対して、実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項及び解決方法を口頭で指示する。この場合において、係長級の職にある者が全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。
- 6 実地検査の結果については、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況に応じ、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 7 実地検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係行政機関職員に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(一般指導検査後の措置)

第 10 条 区長は、検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で、指導検査結果を当該児童福祉施設等の設置者に対し、文書で通知する。この場合において、検査基準に定める評価区分に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。

- 2 前項の結果通知は、指導検査をより効果的なものとするため、指導検査終了後、速やかに行う。
- 3 区長は、指導検査結果の文書指摘事項について、当該児童福祉施設等の設置者に対し、原則として 30 日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 4 区長は、関係行政機関に対しては、必要に応じ、指導検査の結果を通知し、又はこれと協議を行うなど、連携を密にする。
- 5 区長は、度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査の実施対象とする。

(特別指導検査の実施)

第 11 条 特別指導検査の実施通知は、一般指導検査に準じて、事前に文書で行う。ただし、指導検査の目的と効果を勘案し、指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

- 2 特別指導検査は、原則として課長級以上の職にある者を長とする職員 4 名以上で指導検査班を編成して行うものとする。この場合において、課長級以上の職にある者を除く職員のうち 1 名以上は、係長級以上の職にある者とする。
- 3 特別指導検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的に、又は改善が図られるまで継続的に実施する。
- 4 特別指導検査に従事する職員（以下「特別検査員」という。）は、実地検査終了後、特別検査員相互で調整を行った上で、当該児童福祉施設等の設置者及び施設長等に対して、検査結果を講評し、改善の必要な事項及び解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

5 実地検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係行政機関職員に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第12条 区長は、特別指導検査の結果について、当該児童福祉施設等の設置者に対し、理由を付して文書で通知する。

2 区長は、特別指導検査結果の文書指摘事項について、当該児童福祉施設等の設置者に対し、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ、指導を継続する。

3 区長は、改善報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき、又は前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより必要な改善を勧告する。

4 区長は、前項の勧告を行った後においても改善が図られないとき、又は改善の見込みがなく、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、行政処分を行うための手続を進める。

5 区長は、児童福祉施設等の利用者に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず、直ちに行政処分の手続を進める。

(指導検査結果の活用)

第13条 指導検査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、関係各課に提供する。

2 一般指導検査及び特別指導検査の結果並びに改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、江戸川区民へ広く情報提供する。

(国及び東京都との連携)

第14条 国及び東京都が所轄庁である社会福祉法人が運営する児童福祉施設等の指導検査の実施に当たっては、国及び東京都と必要な連携を行う。

2 施設等の指導検査に関する情報については、区と国及び東京都が相互に、必要な情報の交換を行う。

(指導検査情報の公開)

第15条 指導検査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努める。

(国への報告)

第16条 区長は、必要に応じ、指導検査結果を国へ報告する。

(要綱の適用除外)

第17条 他の要綱に定めのある指導検査については、この要綱の適用を除外する。

(様式)

第18条 この要綱の施行について必要な様式は、子ども家庭部長が別に定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	関係法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。